

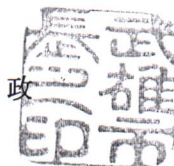


武雄市公告第 42 号

武雄競輪場ナイター設備工事について、建設共同企業体による指名競争入札を執行するので、武雄市建設工事共同企業体取扱要領（平成 18 年武雄市訓令第 27 号）第 8 条の規定により次のとおり公告します。

平成 27 年 10 月 6 日

武雄市長 小松



1. 工事に関する事項

- (1) 工事名 武雄競輪場ナイター設備工事
- (2) 工事場所 武雄市武雄町大字武雄 4439 番地
- (3) 工事概要 ナイター用照明器具設置 一式
  - ・鋼管柱 φ1,200 H=22,500 24 灯 3 基
  - ・鋼管柱 φ550 H=16,700 12 灯 5 基
  - ・鋼管柱 φ550 H=16,700 9 灯 1 基
- (4) 予定工期 武雄市議会の議決日の翌日から平成 28 年 8 月 31 日まで

2. 共同企業体に関する事項

- (1) 構成員の資格要件（平成 27 年 10 月 1 日現在において、資格要件を有するものに限る。）として、すべての構成員が次の各号の資格要件を満たすものとする。
  - ① 武雄市建設工事入札参加者の資格に関する規則第 3 条の要件を備えた者であること。
  - ② 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第 2 条第 3 項により、平成 27・28 年度における電気工事の A 級又は B 級の決定を受けた者であること。
  - ③ 武雄市内に建設業法第 3 条に基づく建設業の許可を受けた主たる営業所（本社）又は、従たる営業所（支店・営業所）を有する者であること。
  - ④ 建設業法第 26 条に規定する主任（監理）技術者を施工現場に専任で配置できること。
  - ⑤ この公告の日から入札参加申請書提出期限の日までの間に武雄市建設工事の請負に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (2) 構成員のうち共同企業体の代表者となる者は、次の要件を満たすものとする。
  - ① 電気工事について、建設業法第 15 条の規定による特定建設業の許可を有する者であること。
  - ② 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（資格審査申請書（共同企業体）の提出日において効力を有する直近のものに限る。）における電気工事の総合評定

値（P点）又は、平成 27・28 年度佐賀県建設業者等施行能力等級表（建設工事）における電気工事の総合点数のいずれかが 1,000 点以上であること。

③ 武雄市が発注した建築関連工事（電気工事で契約金額が 1,000 万円以上のものに限る。）を平成 17 年 4 月 1 日から本公告の日までに元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30%以上の場合に限る。）として竣工した実績を有すること。

④ 前記③に掲げる工事又は同規模の施工経験を有する技術者を当該工事に主任（監理）技術者として専任で配置できるものであること。

(3) 構成員の数

2 者とする。

(4) 出資比率

すべての構成員が 30%以上の出資比率であること。

(5) 存続期間

① 当該工事の契約相手方となった者

当該工事に係る請負契約の履行後 3 箇月を経過する日まで

② 当該工事の契約相手方とならなかった者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

### 3. 入札参加申請書及び提出資料

(1) 資格審査申請書（共同企業体）

(2) 建設共同企業体協定書

(3) 共同企業体編成表

(1) ~ (3) 袋綴じ

(4) 配置予定技術者調書（代表者・構成員）【保険証及び監理技術者等の資格証明書の写し】

(5) 同種工事の施工実績調書

(6) (4)、(5)に係る施工実績を証する書類

・工事請負契約書

・財団法人日本建設情報総合センターが発行した登録内容確認書（コリンズ）

(7) 経営事項審査の結果通知書

### 4. 提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 平成 27 年 10 月 13 日（火）15 時まで

(2) 提出場所 武雄市会計課契約検査係

## 5. 指名業者の決定

- (1) 提出資料の審査結果を基に、本市の指名基準により武雄市建設工事入札参加者資格審査委員会において指名業者を決定する。
- (2) 指名した者に対しては、電子入札システムにおいて指名競争入札の通知を行う。
- (3) 指名されなかった者に対しては、非指名通知書によりその理由を通知する。

## 6. その他

本武雄競輪場において、平成 28 年 10 月から本場開催を実施するため、受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、武雄市は、損害金として、請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条に規定する率で計算した額若しくは本場開催ができなかったために武雄市が被った損害金のいずれか多い額を受注者に請求することができることとする。

## 7. 問い合わせ先

武雄市会計課契約検査係 電話 0954 ( 23 ) 9240